

滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

滋賀県農政水産部長通知

制定 令和4年4月1日付け滋み農第57号

(趣旨)

第1条 知事は、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金（以下、「経営所得安定対策等」という。）およびしがの米政策の推進に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町および県農業再生協議会に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）

(2) 経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）

(3) 滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）

(補助対象および補助率)

第2条 補助対象となる事業および経費ならびに補助率等は、別表に定めるところによる。

(事業実施計画)

第3条 県農業再生協議会は、実施要綱第4の1に基づく県推進活動計画（実施要綱様式第1号の2の別紙1）を知事に提出するものとする。

2 市町長は、実施要綱第4の2に基づく地域推進活動計画を知事に提出するものとする。

(交付申請書および交付決定通知)

第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書（別記様式第1号）の添付書類および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類 規則第3条第1項に規定する事業計画書および収支予算書（別記様式第2号）。

(2) 提出期日 知事が別に定める日まで。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体について当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

3 規則第6条における交付決定の通知は別記様式第3号とする。

(流用の禁止)

第5条 別表の各事業に掲げる1、2および3の活動の経費の相互間の流用はできない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に定める申請の取下げ期日は、補助金の交付決定通知を受けた日から7日以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(交付決定内容の変更)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、事業を中止もしくは廃止し、または規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について別表に掲げる重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書（別記様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別記様式第5号）を提出し、知事の指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができるものとする。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定による遂行状況報告について、補助金の交付の決定のあった年度の12月31日現在における、遂行状況報告書（別記様式第6号）を作成し、翌月の15日までに知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 規則第15条の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書の添付書類は次のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

(1) 添付書類

事業実績書および収支精算書（別記様式第2号の括弧書）とする。

なお、軽微な変更があった場合においては、比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を提出しなければならない。

3 第4条第2項のただし書の規定により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 規則第17条に定めるもののほか、第4条第2項のただし書により交付申請をした補助事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告書において、前条第3項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別記様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第13条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、第4条第2項、

第11条第3項、第12条、第14条および第15条に規定する条件を付さなければならない。

(財産管理等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（補助事業を他の団体に実施させた場合における財産を含む。）については、補助事業の完了後においても、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）第5条による期間（以下「処分制限期間」という。）においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、処分制限期間中において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類等の保管)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければならない。

2 補助事業により取得し、または効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、財産管理台帳（別記様式第10号）、その他関係書類を整備・保管しなければならない。

(書類の提出)

第16条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(標準処理期間)

第17条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があつた日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 補助事業者は、第3条の規定に基づく計画の申請、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取り下げ、第7条の規定に基づく計画変更の申請、第8条の規定に基づく事業の遅延届、第9条の規定に基づく状況の報告、第10条の規定に基づく概算払の請求、第11条の規定に基づく実績報告、第12条の規定に基づく消費税等相当額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(グリーン購入)

第19条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針（平成14年4月1日策定）」に沿って、環境物品等の調達に努めるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

別表

区分	経費	補助率		重要な変更
		国費	県費	
県農業再生協議会事業	<p>1 県段階における推進活動 県農業再生協議会が、経営所得安定対策等の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費</p> <p>事業の内容は、実施要綱第3の1に掲げたものに限る。 経費は、実施要綱第6の3に掲げたものに限る。</p>	定額		<p>1 経費の欄に掲げる1の事業費の増および30%を超える減</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
	<p>2 県段階における交付金の申請手続電子化の普及推進活動 県農業再生協議会が、経営所得安定対策等交付金の申請手続電子化の普及推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費</p> <p>事業の内容は、実施要綱第3の3に掲げたものに限る。 経費は、実施要綱別紙3の第2に掲げたものに限る。</p>	定額		<p>1 経費の欄に掲げる2の事業費の増および30%を超える減</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
	<p>3 県域しがの米政策推進活動 県農業再生協議会が、しがの米政策の推進を図るために実施する事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 事務等経費 (2) 人件費 (3) 事務委託費</p>		定額	経費の欄に掲げる(1)、(2)および(3)の相互間の30%を超える増減

<p>市町域経営所得安定対策等推進事業</p>	<p>1 地域段階における推進活動 市町が経営所得安定対策等の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費 地域農業再生協議会（実施要綱に定める地域協議会。以下、「地域協議会」という。）が経営所得安定対策等の推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>事業の内容は、実施要綱第3の2に掲げたものに限る。 経費は、実施要綱第6の3に掲げたものに限る。</p>	<p>定額</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1の事業費の増および30%を超える減 2 事業実施主体の変更</p>
	<p>2 地域段階における交付金の申請手続電子化の普及推進活動 市町が経営所得安定対策等交付金の申請手続電子化の普及推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費 地域協議会が経営所得安定対策等交付金の申請手続電子化の普及推進を図るために行う次に掲げる推進事務等にかかる経費に対し、市町が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>事業の内容は、実施要綱第3の3に掲げたものに限る。 経費は、実施要綱別紙3の第2に掲げたものに限る。</p>	<p>定額</p>	<p>1 経費の欄に掲げる2の事業費の増および30%を超える減 2 事業実施主体の変更</p>
	<p>3 市町域しがの米政策推進活動 市町、地域協議会および生産調整方針作成者が、米穀の需給および価格の安定等を図るため行う次に掲げる推進事務等にかかる経費</p> <p>(1) 市町または地域協議会が行う生産目標に関する情報の算定および提供 (2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条第2項に掲げる、市町が行う生産調整方針の作成およびその運用に関する助言・指導 (3) 市町または地域協議会が行う生産目標を面積に換算する際に基準となる合理的な単収の設定 (4) 生産調整方針作成者が行う生産目標等の設定手続き等にかかる経費に対する助成 (5) 新たな生産体制のモデル創出活動にかかる経費に対する助成</p> <p>注：市町域しがの米政策推進活動の経費については、別紙1に定める区分および内容によるものとする。</p>	<p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)、(2)、(3)、(4)および(5)の相互間の30%を超える増減</p>

(別紙1)

補助対象とする経費の区分および内容（市町域しがの米政策推進活動）

区分	内容
1 謝金	<ul style="list-style-type: none">・生産目標の算定、生産調整方針の作成およびその運用に関する助言・指導、合理的な単収の設定に係る事務のうち、その事務の一部を市町職員以外に委嘱された者に対する謝金・新たな生産体制のモデル創出活動に必要な外部専門家等に対する謝金および報酬
2 旅費	<ul style="list-style-type: none">・生産調整方針の作成およびその運用に関する助言・指導に要する職員旅費・新たな生産体制のモデル創出活動に必要な外部専門家等の費用弁償
3 事務等経費	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料、会議費、備品費（その合計額は50万円未満とする。）、賃金（雇用は短期間（3箇月以内）に限る。）、器具機械等の修繕費、物材費（基準ほ場の設置にかかる肥料代に限る。）および測量費
4 委託費	市町が実施する事務のうち、その事務の一部またはすべてを市町職員以外の者に委託する場合における当該委託に要する経費
5 助成費	市町段階での生産調整方針作成者が実施する事業に要する経費について、市町が助成する場合における当該助成に要する経費

(別記様式第 1 号)

〇〇年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金（〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名
発行責任者・担当者 住所
氏名
連絡先・電話番号

〇〇年度において、経営所得安定対策等推進事業について、滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金（〇〇事業） 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

1 事業計画書および収支予算書（別記様式第 2 号）

別記様式第2号（県農業再生協議会事業）

事業計画書および収支予算書
 (事業実績書および収支精算書)

1 事業の目的

2 事業の内容および計画（実績）

(1) 県段階における推進活動計画（実績）

(実施要綱第4の1の(2)に定める様式第1号の2の別紙1による様式のとおり
 実績報告時は「事業に要する経費」を「事業に要した経費」とする)

(2) 県域しがの米政策推進活動計画（実績）

区分	取組内容	事業費
(主な取り組み)	(実施時期、回数、内容 等)	円

3 経費の配分および負担区分

区 分	補助事業に要する(した)経費	負担区分			備考
		国費補助金	県費補助金	その他	
県農業再生協議会事業	円	円	円	円	
1 県段階における推進活動					
2 県段階における交付金の申請手続電子化の普及推進活動					
3 県域しがの米政策推進活動					
合計					

4 事業完了予定（事業完了）年月日

年 月 日

5 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国費補助金	円	円	円	円	
2 県費補助金					
3 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県農業再生協議会事業	円	円	円	円	
1 県段階における推進活動					
2 県段階における交付金の申請手続電子化の普及推進活動					
3 県域しがの米政策推進活動					
合計					

6 添付書類

(1) 県農業再生協議会規約（交付申請時）

(2) 県農業再生協議会事業計画書（交付申請時）

事業計画書および収支予算書
（事業実績書および収支精算書）

1 事業の目的

2 事業の内容および計画（実績）

（1）地域段階における推進活動計画（実績）

（実施要綱第4の2の（2）に定める様式第2号の2による様式のとおり
実績報告時は「事業に要する経費」を「事業に要した経費」とする）

（2）市町域しがの米政策推進活動計画（実績）

区分	取組内容	事業費
1 生産目標に関する情報の算定および提供		円
2 生産調整方針の作成およびその運用に関する助言・指導		
3 生産目標を面積に換算する際に基準となる合理的な単収の設定		
4 生産調整方針作成者が行う生産目標等の設定手続等にかかる経費に対する助成		
5 新たな生産体制のモデル創出活動にかかる経費に対する助成		
合計		

3 経費の配分および負担区分

区 分	補助事業に要 する(した) 経費	負担区分			備考
		国費補助金	県費補助金	その他	
市町域経営所得安定対 策等推進事業	円	円	円	円	
1 地域段階における 推進活動					
2 地域段階における 交付金の申請手続電 子化の普及推進活動					
3 市町域しがの米政 策推進活動					
合計					

4 事業完了予定(事業完了)年月日
年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国費補助金	円	円	円	円	
2 県費補助金					
3 その他					
合計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市町域経営所得安定対策等推進事業	円	円	円	円	
1 地域段階における推進活動					
2 地域段階における交付金の申請手続電子化の普及推進活動					
3 市町域しがの米政策推進活動					
合計					

6 添付書類

（1）地域農業再生協議会等への市町補助金の交付に係る要綱等（交付申請時）

年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金
（県農業再生協議会事業）交付決定について

番 号
年 月 日

滋賀県農業再生協議会長 様

滋賀県知事 （知事名）

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金（県農業再生協議会事業）については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、規則第6条により通知します。

記

- 補助金の交付の対象となる事業およびその内容は、年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金（県農業再生協議会事業）交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとします。
- 補助事業に要する経費および補助金の額は次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における当該補助対象経費および補助金の額については別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費	金	〇〇〇円
補助金の額	金	〇〇〇円
- 補助事業に要する経費の配分およびこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分および負担区分欄記載のとおりとします。
- 補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額と2に掲げる補助金の額（変更された場合は変更された額）とのいずれか低い額とします。
- 補助事業者は、補助金等に係る法令、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22 経営第7133号農林水産事務次官依命通知）、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26 経営第3569号農林水産事務次官依命通知）、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26 経営第3570号農林水産事務次官依命通知。）、規則および滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日付けしみ農第57号滋賀県農政水産部長通知。）の定めるところに従わなければなりません。違反した場合は、当該補助金の全部または一部を返還させることがあります。
- 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さな

ればなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

- 7 前記により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」といいます。)に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 8 この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類または証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければなりません。

年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金
（市町域経営所得安定対策等推進事業）交付決定について

番 号
年 月 日

〇〇市町長 様

滋賀県知事 （知事名）

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金（市町域経営所得安定対策等推進事業）については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下、「規則」という。）第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、規則第6条の規定により通知します。

記

- 補助金の交付の対象となる事業およびその内容は、年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金（市町域経営所得安定対策等推進事業）交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとします。
- 補助事業に要する経費および補助金の額は次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における当該補助対象経費および補助金の額については別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費	金 〇〇〇円
補助金の額	金 〇〇〇円
（補助金の額の内訳）	
地域段階における推進活動の補助金の額	金〇〇〇円
地域段階における交付金の申請手続電子化の普及推進活動の補助金の額	金〇〇〇円
市町域しがの米政策推進活動の補助金の額	金〇〇〇円
- 補助事業に要する経費の配分およびこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分および負担区分の欄記載のとおりとします。
- 補助金の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とします。
 - 地域段階における推進活動については、補助事業に要した経費の実支出額と、市町が補助した額と2に掲げる地域段階における推進活動の補助金の額（変更された場合は変更された額）とのうち最も低い額とします。
 - 地域段階における交付金の申請手続電子化の普及推進活動については、補助事業に要

した経費の実支出額と、市町が補助した額と2に掲げる地域段階における交付金の申請手続電子化の普及推進活動の補助金の額（変更された場合は変更された額）のうち最も低い額とします。

(3)市町域しがの米政策推進活動については、補助事業に要した実支出額と2に掲げる市町域しがの米政策推進活動の補助金の額（変更された場合は変更された額）のいずれか低い額とします。

5 補助事業者は、補助金等に係る法令、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」といいます。）、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下、「推進事業実施要綱」といいます。）、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付要綱」といいます。）、規則および滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日付け滋み農第57号滋賀県農政水産部長通知。以下、「補助要綱」といいます。）の定めるところに従わなければなりません。

6 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければなりません。

7 補助金交付の条件は、前記5および6に定めるもののほか、次のとおりとします。

(1)前記5の条件に違反した場合には、補助金の全部または一部を返還させることがあります。

(2)補助事業者は、間接補助事業者に対する補助金の交付決定に際し、次の条件を付さなければなりません。

①補助金等に係る法令、実施要綱、推進事業実施要綱、交付要綱、規則および補助要綱の定めるところに従わなければならないこと。

②前記①または補助事業者の付した条件に違反した場合は、間接補助金の全部または一部を返還させることがあること。

③補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができること。

④前記③により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

⑤この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類または証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければならないこと。

(3)補助事業者は、(2)の②により返還を受けた場合に間接補助事業者から返還補助金相当額を収納した場合は、その金額の全部または一部に相当する額を県に納付しなければなりません。

8 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に

ついて、その実態を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関および滋賀県から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第4号

年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名
発行責任者・担当者 住所
氏名
連絡先・電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
事業について、下記のとおり計画を変更したいので、滋賀県経営所得安定
対策等推進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承認されたく申請します。
(なお、金 円を追加交付されたく、あわせて申請します。)

記

注1：記の記載要領は、別記様式1号の記の様式に準ずる。この場合において、補助金の
交付決定により通知された事業の内容および経費の配分とが対照できるよう両者を二
段書とし、変更前を上段に括弧書する。また、事業の目的を変更の理由（中止または廃
止の理由）に変える。

注2：事業を廃止し、または中止しようとするときは、様式の「変更」を「廃止」または
「中止」とし、申請日現在の事業遂行状況、経費の使用状況等をあわせて記載する。

注3 変更等承認申請にあわせて補助金の追加交付を申請する場合は、前文に「なお、金
〇〇〇〇円を追加交付されたく、あわせて申請します。」と記して追加交付申請書を兼
ねるものとする。

年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金事業遅延届

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名
発行責任者・担当者 住所
氏名
連絡先・電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
事業費補助金に係る事業の遅延について、滋賀県経営所得安定対策等推進事
業費補助金交付規則第8条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名
発行責任者・担当者 住所
氏名
連絡先・電話番号

滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年12月31日までに完了したもの		〇〇年1月1日以降に実施するもの		
		事業費	進捗状況	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号 3 の表の「区分」の欄に記載された事項を記載

別記様式第7号

年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金補助金概算払請求書

金 円

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度
補助金について、下記により、上記の額を交付されたく、滋賀県経営
所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、請求します。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所
氏名
発行責任者（担当者） 住所
氏名
連絡先（電話番号）

区分	交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B)+(C))		備考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	
	円	円	%	円	%	円	%	
合計								

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号3の表の「区分」の欄に記載された事項を記載

別記様式第 8 号

年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名
発行責任者・担当者 住所
氏名
連絡先・電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実施		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	(A) のう ち年度内 支出済額	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A) のう ち未支出額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合計							

(注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出してください(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)

2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載してください。

3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載してください。

4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

年度滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金の消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名
発行責任者・担当者 住所
氏名
連絡先・電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について
滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報
告します。

記

- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位：円)	取得金額 (単位：円)	年月日	耐用年数	処分制限 年月日	価格	処分の内容	年月日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

- 注
- 1 1件の取得価格が50万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入するものとする。
 - 2 処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
 - 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。